

青森県報

第四千四百三十九号

平成三十年
四月十八日
(水曜日)

目 次

告 示

- 狩猟免許試験の施行……………(自然保護課) ……一
 - 適性試験及び講習の実施……………(同) ……二
 - 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉課) ……四
 - 基本測量の終了……………(監理課) ……四
 - 公共測量の終了……………(同) ……四
 - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……五
 - 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(同) ……五
- 公 告
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(環境保全課) ……五
 - 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……六
 - 右 同……………(同) ……六

告

示

青森県告示第三百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり平成三十年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
平成三十年六月二十四日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	
平成三十年七月二十二日	十和田市西十二番町二〇の一二 県十和田合同庁舎A会議室ほか	
平成三十年九月二日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
狩猟免許の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
網猟免許	1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前九時四十分から午前十一時	午前九時十分から午前十一時三十分
網猟免許許	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣に関する知識 3 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前九時から午後零時十分	
第一種銃猟免許	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むそう網、くくりわな及びはこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	午後一時十分から午後三時まで	
網猟免許許			
第一種銃猟免許			
第二種銃猟免許			

<p>第二種銃 猟免許</p>	<p>猟免許</p>
<p>1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>	<p>模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 網猟免許及びわな猟免許にあつては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許にあつては試験当日満二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかつている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の

規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、平成三十年六月二十四日に受験するものにあつては、同年五月十四日から同年六月十四日までに、同年七月二十二日に受験するものにあつては、同年六月十二日から同年七月十二日までに、同年九月二日に受験するものにあつては、同年七月二十三日から同年八月二十三日までに、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
- 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十二円）を貼付したもの） 一通
- 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

青森県告示第三百二十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり平成三十年度における

適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

管轄課名又は所 管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成三十年九月十六日	青森市大字荒川字藤戸一九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	平成三十年七月二十日	青森市大字荒川字藤戸一九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	平成三十年七月六日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
	平成三十年七月十三日	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田三七の六 大鰐町総合福祉センター	
	平成三十年七月十八日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
	平成三十年七月三十一日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スポカルイン黒石	
三八地域県民局	平成三十年七月二十四日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
	平成三十年七月二十六日	三戸郡三戸町大字川守田字関根四の 一 ジョイワーク三戸	
	平成三十年八月七日	三戸郡五戸町字下モ沢向八の二 五戸町立公民館	
	平成三十年八月二十三日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
西北地域県民局	平成三十年七月十日	五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎	
	平成三十年七月十一日	五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎	

上北地域県民局

下北地域県民局	期 日	場 所	受 付 時 間
	平成三十年七月十日	三沢市大字三沢字園沢二三〇の一 三沢国際交流教育センター	午前九時から 午前九時二十 分まで
	平成三十年七月十一日	上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四 東北町コミュニティセンター未来館	
	平成三十年七月十八日	十和田市西十二番町二〇の一二 十和田合同庁舎	
	平成三十年七月十九日	十和田市西十二番町二〇の一二 十和田合同庁舎	
	平成三十年七月二十日	十和田市西十二番町二〇の一二 十和田合同庁舎	
	平成三十年七月十八日	むつ市中央一丁目一の八 県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受 付 時 間
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に 2 鳥獣の判別 3 鳥獣の取扱い 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前九時三十分から 午前十一時まで 午前十一時から午後三時まで (ただし、正午から午後一時までは休憩)	午前九時から 午前九時二十 分まで

三 適性試験及び講習の対象者

平成三十年四月十六日から平成三十一年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であって、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする（認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。）。

ただし、次に掲げる者を除く。

1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気がかかっている者

- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 5 更新しようとする狩猟免許 一
- 6 認定鳥獣捕獲事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面
 - (一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業者の氏名
 - (二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した日
 - (三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果
- 五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七―七三―四九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百二十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項

の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三・五〇〇 〇五二	登録年月日	平成 三〇・四・九	氏名又は名称	社会福祉 法人愛成 会	住所	弘前市大 字豊原一 丁目一の 三	事業名称	特別養護 老人ホーム 弘前静 光園	所在地	弘前市大 字豊原一 丁目一の 三	業務開始年月日	平成 三〇・四・九	備考	介護老人 福祉施設
	〇三・五〇〇 〇五三			名称又は名称	社会福祉 法人愛成 会	住所	弘前市大 字豊原一 丁目一の 三	事業名称	弘前静光 園短期入 所生活介 護事業所	所在地	弘前市大 字豊原一 丁目一の 三				短期入所 生活介護

青森県告示第三百二十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
 - 基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報の修正）
- 二 作業期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 作業地域

青森県内全域

青森県告示第三百三十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（一級水準測量）

三 測量の期間

平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十日まで

四 測量の地域

八戸市

青森県告示第百三十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「青い森信用金庫おいらせ支店おいらせ町役場分庁舎出張所

上北郡おいらせ町上明堂

」を削る。

青森県告示第百三十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成三十年四月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
つがる市稲垣町沼崎幾代崎四三の一
小嶋 禮子

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成三十年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境保全課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

クボタ環境サービス株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額

一億四千三百九十六万四千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社E|style

二 代表者の氏名 出貝友吾

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字糠塚字小沢二八の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第三〇〇五八三号

五 取消年月日 平成三十年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大西組

二 代表者の氏名 大西博

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平一の一〇二二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第八八六号

五 取消年月日 平成三十年四月四日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭